

第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援に関する基本計画

【令和6(2024)年度～令和10(2028)年度】

令和6年(2024年)3月

旭 川 市

はじめに

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても、決して許されるものではありません。

旭川市では、配偶者等からの暴力の被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行うため、平成21年に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を、平成26年には第2次計画、平成31年には第3次計画と5年ごとに計画を策定し、配偶者等からの暴力の根絶を目指し、配偶者暴力相談支援センターを中心として、関係機関・団体と連携し、取組を進めてまいりました。

現状では、配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体、警察などの相談機関に、配偶者等からの暴力に関する相談が数多く寄せられており、また、相談機関につながっていない潜在的な被害者の存在も想定されることから、今後においても総合的に施策に取り組んでいくため第4次計画を策定いたしました。

この計画におきましても、引き続き、配偶者等からの暴力に関する正しい認識の普及や相談窓口の広報に努め、被害者を早期に相談機関につなぐことを促進するとともに、発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、被害者の意思を尊重しながら、関係機関・団体と連携した切れ目のない支援に取り組んでまいります。

今後とも、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関し、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、旭川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

旭川市長 今 津 寛 介

目 次

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

1 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）	3
2 旭川市における相談状況等	7
3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題	11

第3章 施策の概要

1 計画の基本的視点	14
2 施策の体系	15
3 被害者支援のフロー	16

第4章 施策の展開

基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進	17
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	20
基本目標3 適切な被害者の保護	23
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実	25
基本目標5 関係機関・団体との連携の推進	28
基本目標6 困難な問題を抱える女性への支援	29

第5章 計画の推進

1 計画の推進	30
---------	----

<資料編>

1 計画策定の経過	資料 1
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	資料 2
3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	資料 17
4 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抄）	資料 23
5 旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱	資料 24
6 配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議設置要綱	資料 27

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があつても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるだけではなく、子どもにとっては心理的虐待とされる行為であり、最終的には子どもの貧困にもつながりうるものです。

DVは、当事者が被害者又は加害者であることの意識が薄い傾向があるため、被害が潜在化し、DVがエスカレートし被害が深刻化しやすく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題から発生するものです。

このような状況を改善するため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、令和5年には同法の一部改正が行われましたが、本市においても法律の趣旨を踏まえ、女性相談室において被害者の相談を行うとともに、関係機関・団体と連携し、被害者の保護・自立支援を行ってきました。

また、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）では、第3条で「男女の人権の尊重」、第13条で「性別による人権侵害の禁止」をうたい、男女共同参画を阻害する、性別に起因する暴力の禁止を規定しています。

平成20年1月には、市町村の役割の拡大や被害者の生命又は身体の安全を確保する保護命令制度の拡充を柱とした法改正が行われ、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「市町村基本計画」という。）を策定することが、市町村の努力義務として規定されました。

これを受けて本市としても、被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、平成22年4月には、配偶者暴力相談支援センターを開設して取組を進めてきました。平成31年3月には、「第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。

本計画は、第3次計画の期間が、令和5年度までとなっていることから、第3次計画策定後の社会情勢の変化や本市における現状を踏まえ、計画の改定を行うもので、今後はこの計画に基づき着実に各種施策を推進し、DVの根絶を目指します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。
- (2) この計画は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画です。
- (3) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度からの5年間とし、配偶者暴力防止法や国の方針¹が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）

本計画では、配偶者暴力防止法が対象とする、配偶者や元配偶者、事実婚の状態にある者からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のほか、恋人など親密な関係にある人からの暴力を含めて「配偶者等からの暴力（DV）」と表現します。なお、暴力の範囲には、次のものを含みます。

身体的暴行

（例）殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行

心理的攻撃

（例）人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分若しくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

経済的圧迫

（例）生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

性的強要

（例）嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

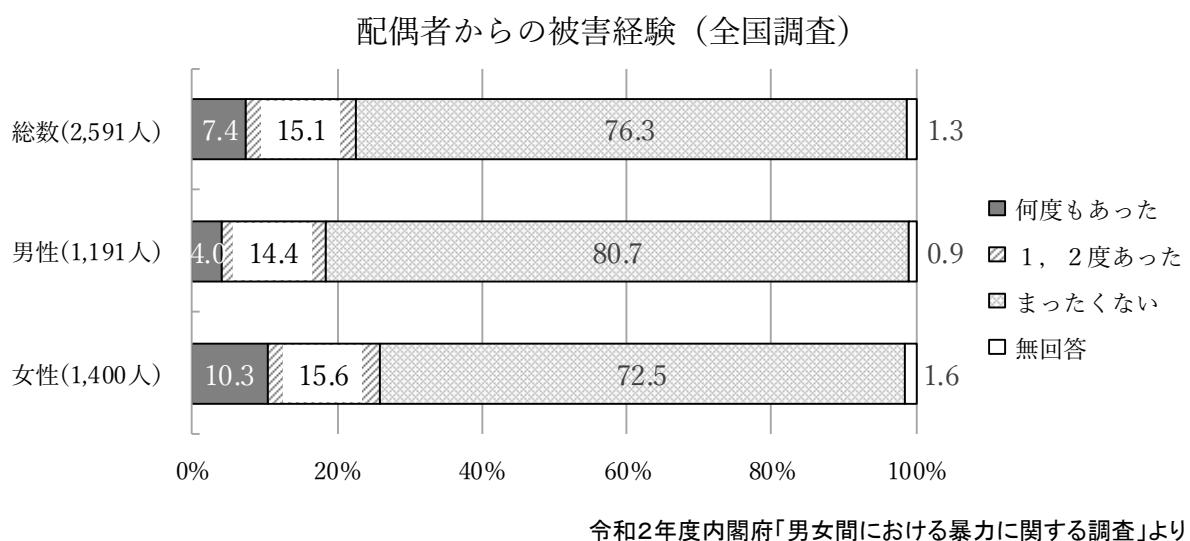
¹ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省）

第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

1 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）

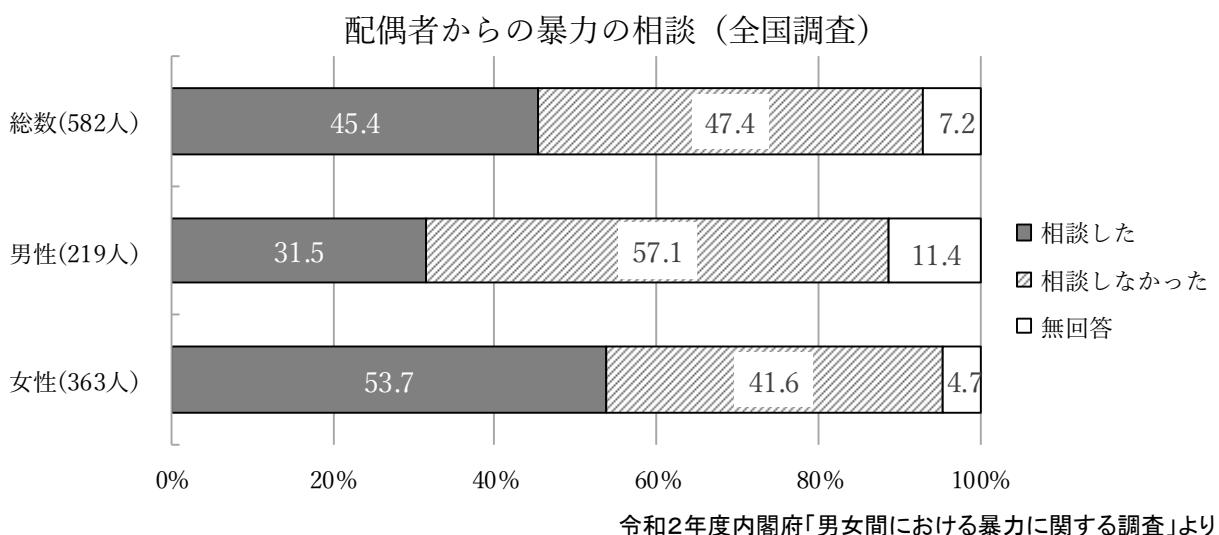
(1) 配偶者からの暴力被害経験

令和2年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（令和3年3月公表）によると、「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人（「何度もあった」「1、2度あった」の計）は、22.5%となっており、性別ごとに見ると、男性は、18.4%で約5人に1人の割合、女性は、25.9%で約4人に1人の割合となっています。



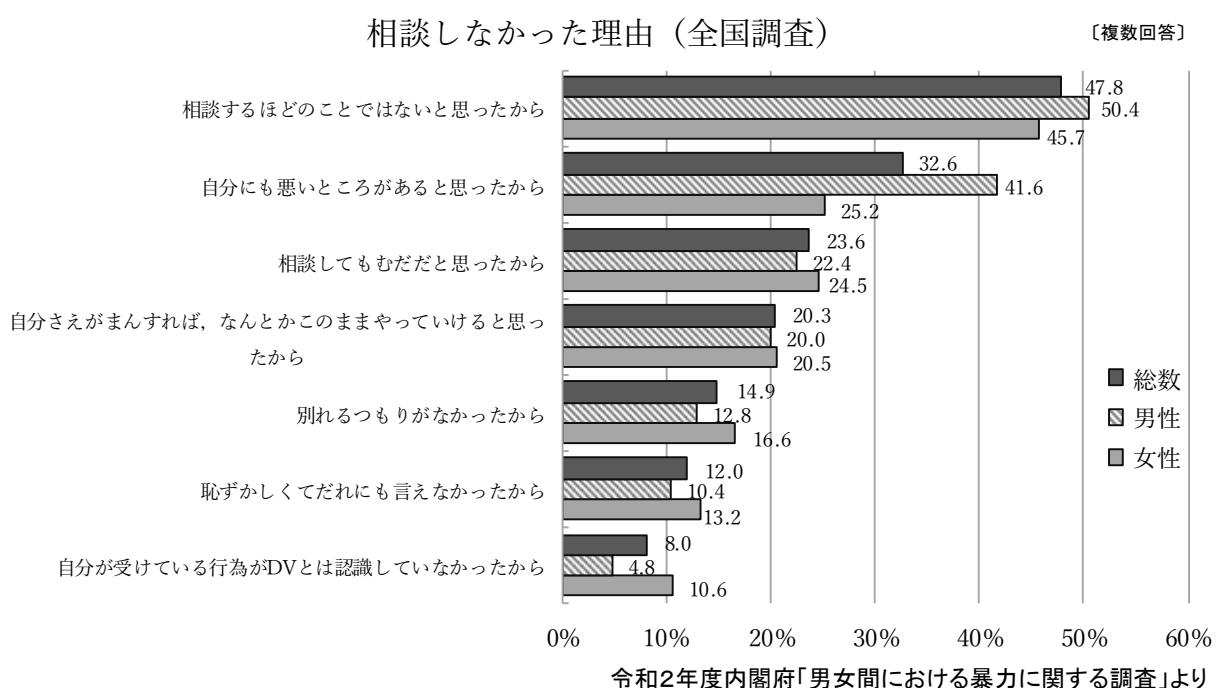
(2) 配偶者からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

配偶者から何らかの被害を受けたことのあるうち、誰かに相談した人は、45.4%で、男性は31.5%、女性は53.7%となっています。



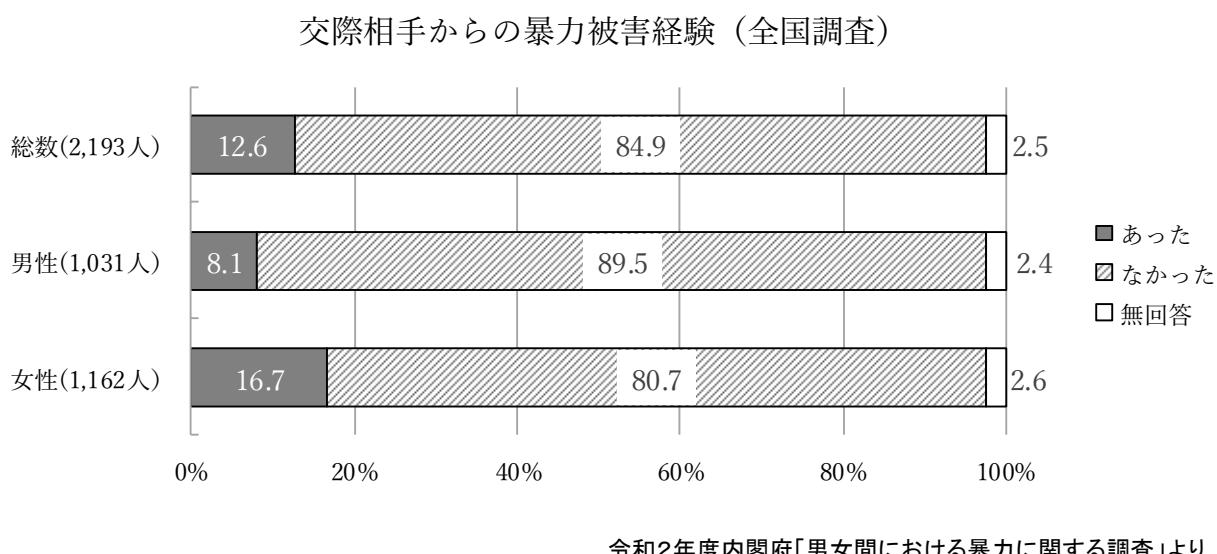
「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が47.8%と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」(32.6%)となっています。

配偶者から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。



(3) 交際相手からの暴力被害経験

「交際相手がいた（いる）」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあったと回答した人は、12.6%となっており、性別ごとに見ると、男性は、8.1%で約12人に1人の割合、女性は、16.7%で約6人に1人の割合となっています。



また、交際相手から何らかの被害を受けたことがある人（277人）にその交際相手の性別を聞いたところ、「異性」が99.3%，「同性」が1.1%となって います。

〔交際相手からこれまでに被害を受けたことがある人〕 (%)

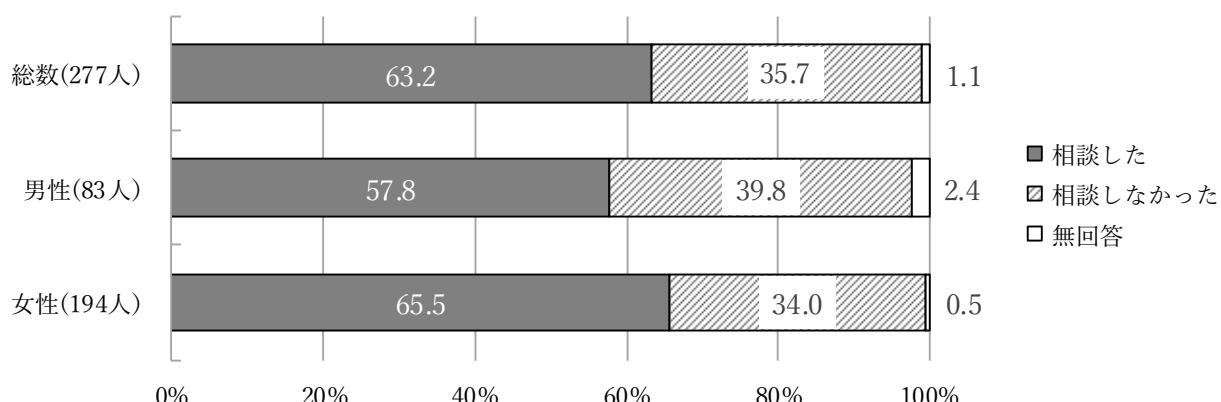
	総数	男性	女性
異性	99.3	97.6	100
同性	1.1	3.6	—
無回答	0.4	1.2	—

令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(4) 交際相手からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、63.2%で、男性は57.8%，女性は65.5%となっています。

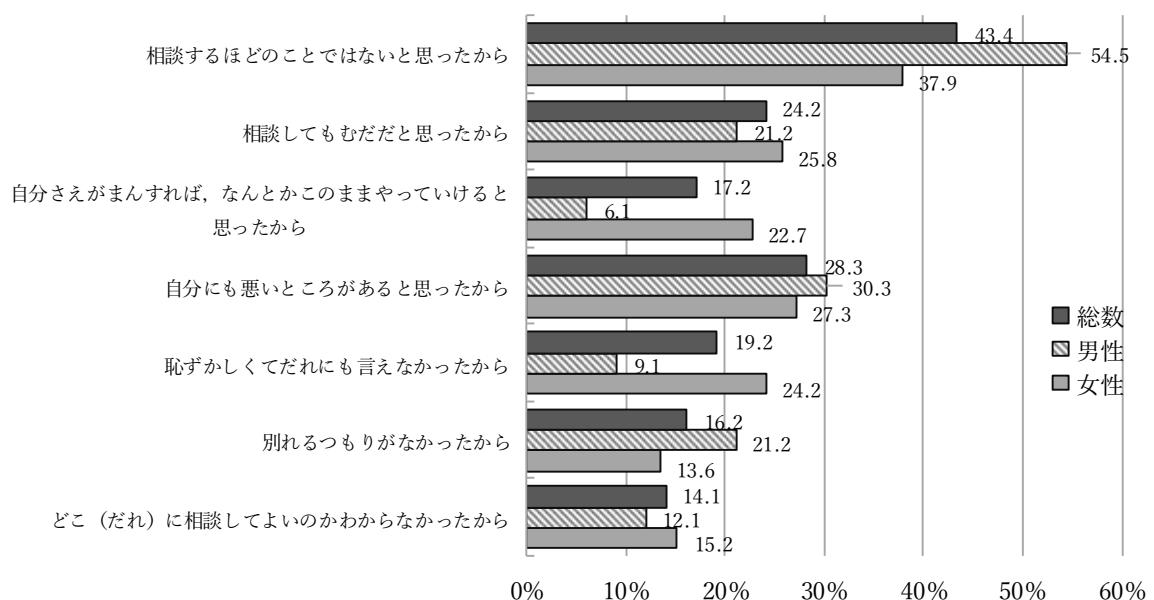
交際相手からの暴力相談経験（全国調査）



交際相手から受けた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が43.4%と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」（28.3%）となっています。

配偶者から暴力と同じく、交際相手から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることがあります。

相談しなかった理由（全国調査）

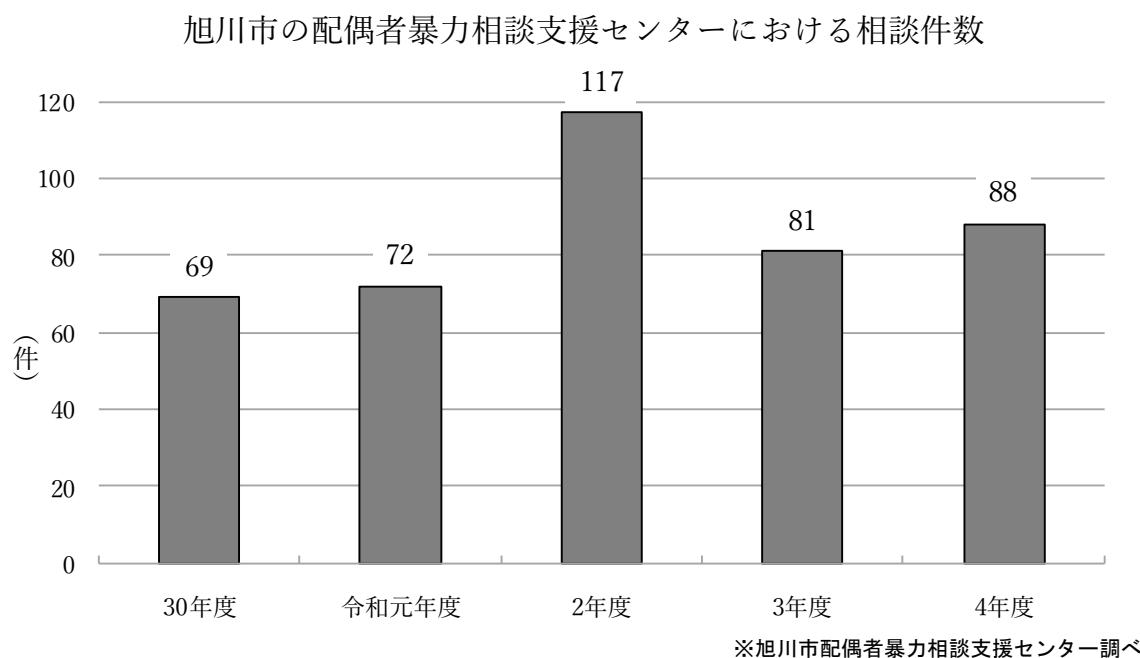


令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

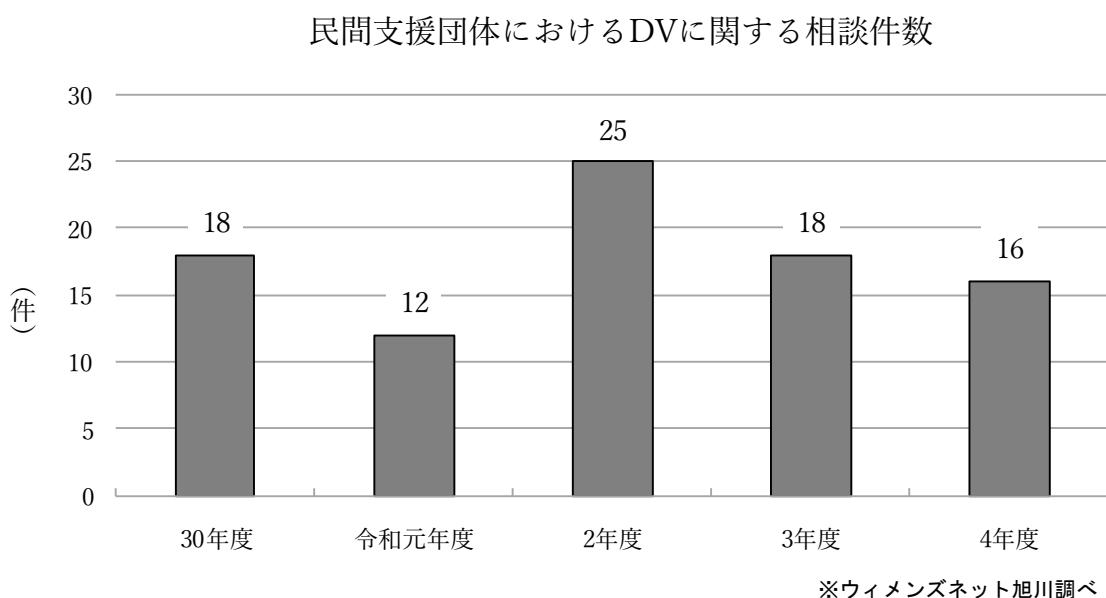
2 旭川市における相談状況等

(1) 相談件数

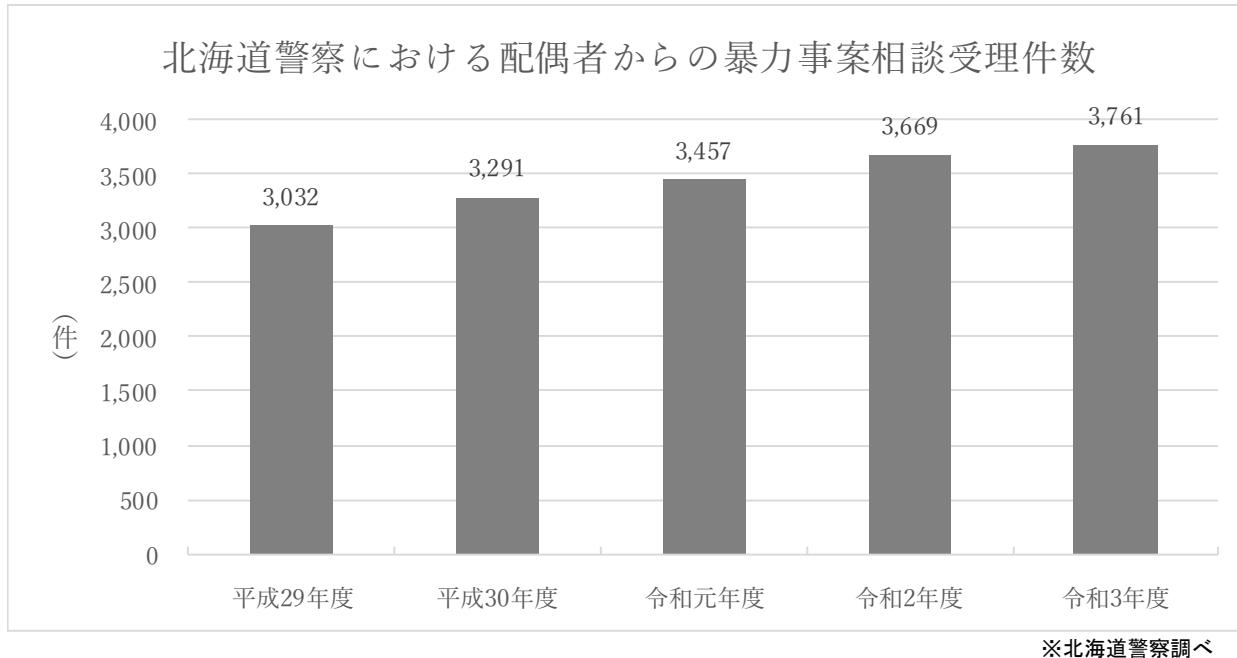
旭川市におけるDVに関する窓口である配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の給付金の申請に関連したDVの相談が多数あったため、相談件数が例年に比べ増加しました。



民間支援団体（ウィメンズネット旭川）においても、DVに関する相談を受け付けています。こちらへの相談件数は、次のとおりとなっています。



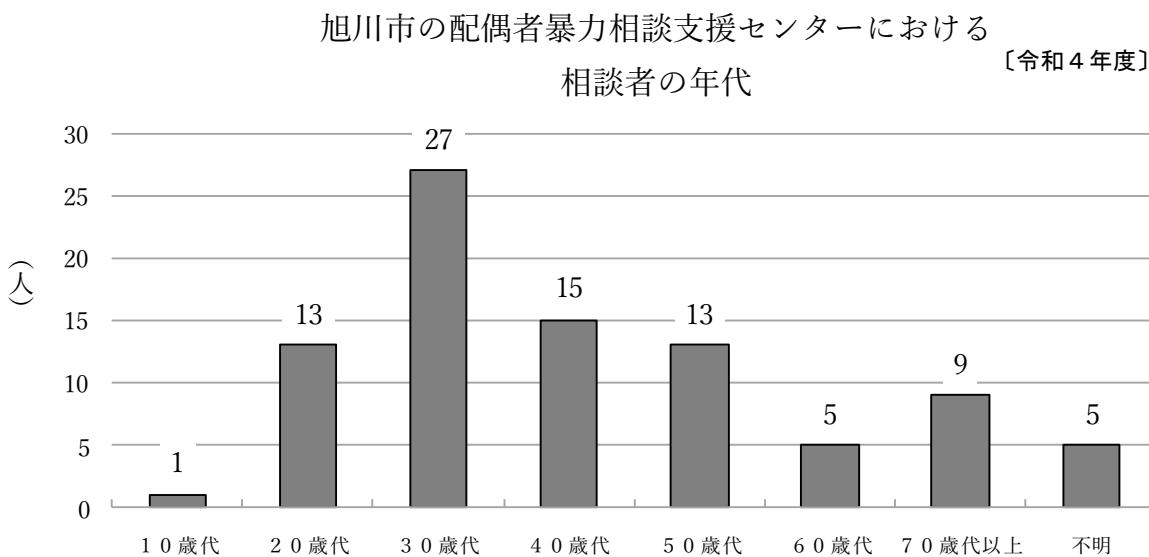
警察にも、配偶者からの暴力事案に関する相談が寄せられており、北海道全体での受理件数は、増加傾向にあります。



旭川市の配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体への相談件数は増えていませんが、警察への相談が増えています。身体的な暴力を受けた被害者が、被害についての訴えや安全確保のために警察に相談していることがうかがえます。

(2) 相談者の年代

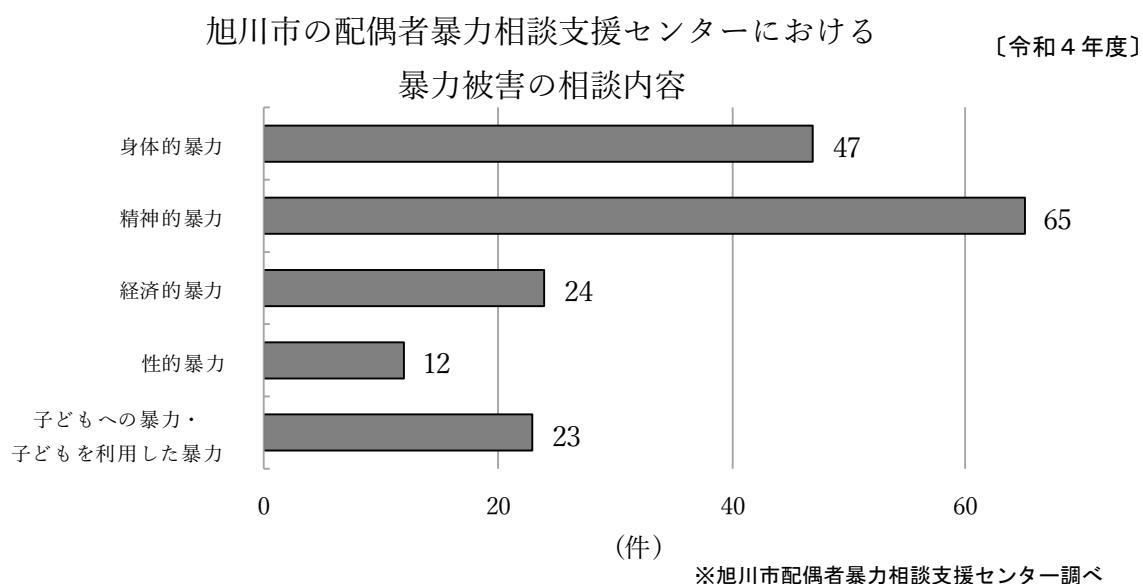
旭川市の配偶者暴力相談支援センターにおける令和4年度の相談者の年代は、30歳代が多い傾向にあります。



※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

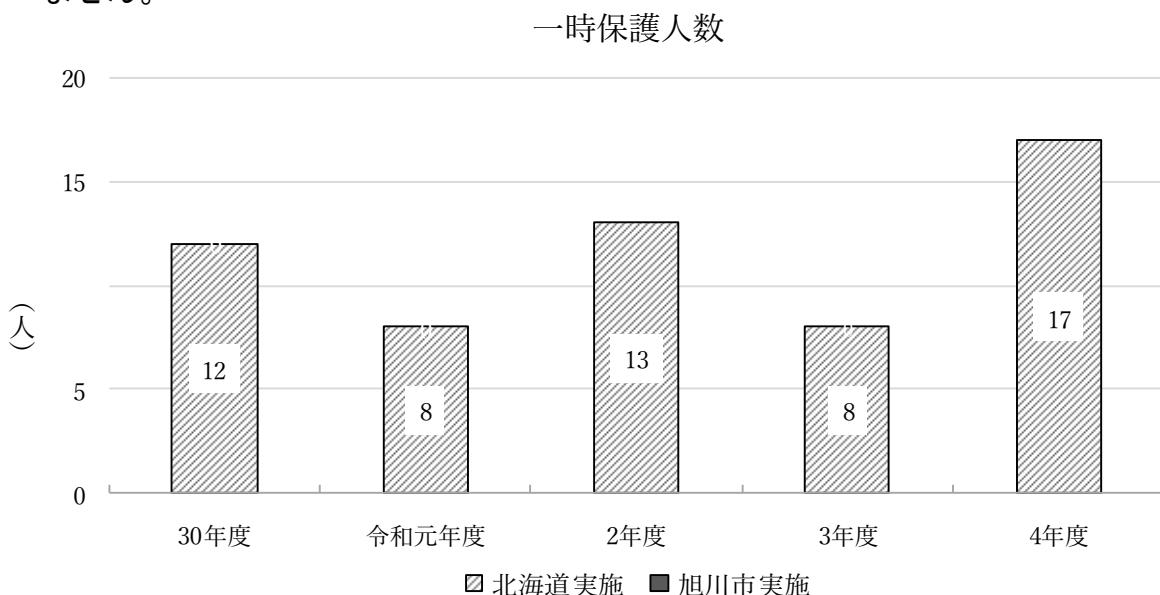
(3) 暴力被害の内容

旭川市の配偶者暴力相談支援センターには、精神的暴力に関する相談が最も多く寄せられています。身体的暴力、経済的暴力、子どもへの暴力・子どもを利用した暴力の相談も多い状況です。相談者の多くは複数の種類の暴力を受けています。



(4) 一時保護人数

被害者が、加害者からの暴力により避難が必要な場合は、北海道又は市が民間シェルター等で一時保護することで、被害者の安全を確保しています。一時保護の人数は、近年減少傾向にあります。平成28年度以降旭川市実施の一時保護はありません。

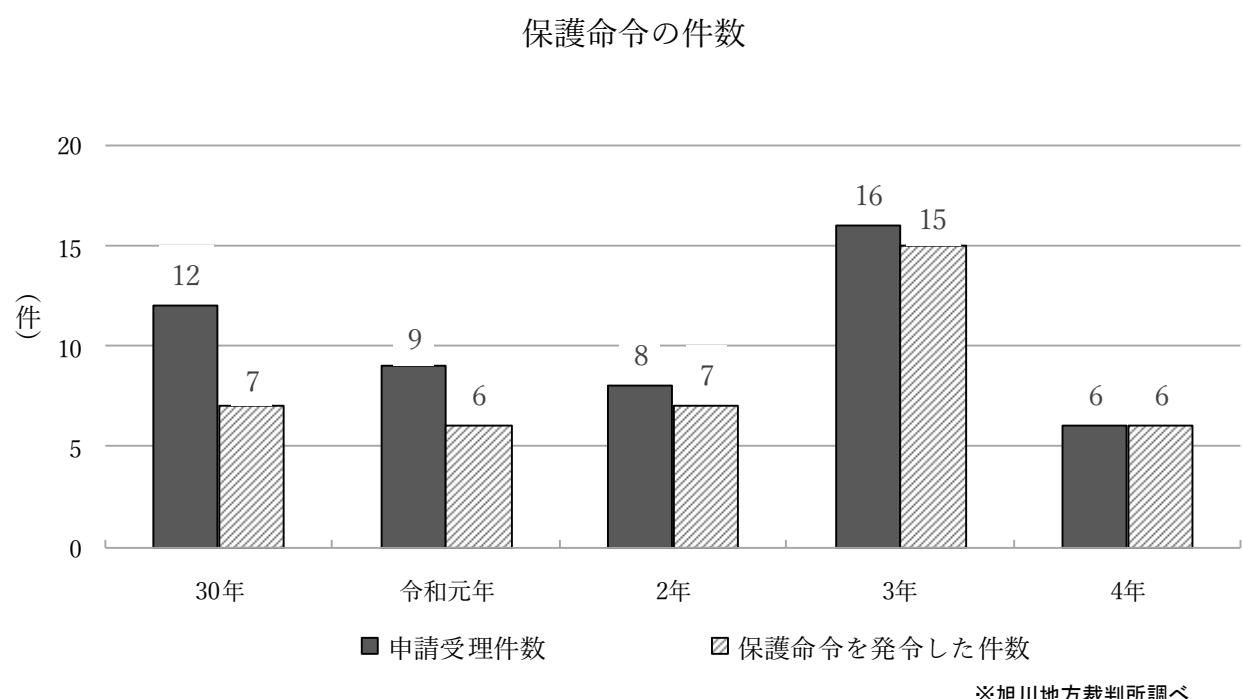


※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

※旭川市内施設実施分

(5) 保護命令件数

保護命令とは、配偶者等からの身体的暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、加害者が自分や子どもに接近しないように制限する制度です。



3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題

(1) 第3次計画における取組

第3次計画（平成31年度～令和5年度）では、「配偶者等からの暴力の根絶」を基本的な方向とし、5つの基本目標を定め、取組を進めました。

【基本的方向】 配偶者等からの暴力の根絶	
【基本目標】	【取組概要】
基本目標1 配偶者等からの暴力 防止に向けた啓発の 推進	パンフレットやステッカーの作成・配布、出前講座などを実施し、DVが重大な人権侵害であることの啓発や相談窓口の周知に努めたほか、学校の教育活動を通じて、人権尊重の精神を培うことを目指し、男女平等の理念に基づく教育を実施しました。
基本目標2 被害者の早期発見と 相談支援体制の充実	出前講座を通じた看護学生への、DV被害者の早期発見・通報の重要性の周知や、警察等関係機関との連携を通じて、被害者の早期発見に努め、被害者の事情に応じた情報提供や支援を行いました。
基本目標3 適切な被害者の保護	女性相談室（旭川市配偶者暴力相談支援センター）と、子ども総合相談センター及び児童相談所と連携して、配偶者等からの暴力被害者からの相談に対応し、それぞれの事情に応じた情報提供と支援を行いました。
基本目標4 被害者の自立支援に 向けた支援の充実	被害者の自立に向け、母子生活支援施設等と連携しながら、住居、生活、就業などの支援を行いました。
基本目標5 関係機関・団体との連 携協力の推進	旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関と連携し、被害者の保護及び自立支援を行ったほか、民間シェルターや母子生活支援施設に財政的支援を行い、安定的運営を支援しました。

(2) 第3次計画の取組を踏まえた課題

第3次計画に基づき、相談窓口の周知を含めたDVに関する啓発を実施したことにより、DVについての認知が広がり、相談機関につながる被害者が増えていますが、いまだ潜在化している被害者がいると考えられます。また、相談機関につながった被害者について、安全の確保や自立に向けた支援、同伴する子どものケアを行うことができましたが、取組を行う中で、保護や支援に関する新たな課題や、引き続き取り組むべき課題も見えてきました。

第3次計画の取組を踏まえ、第4次計画においては、次の課題の解決に向けて取組ます。

◆ 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

DVの防止に向けた啓発を実施してきましたが、当事者が被害者又は加害者であることの意識が薄いため、被害が潜在化し、DVがエスカレートし被害が深刻化しやすい傾向にあります。DVについての正しい知識がなく、自分が被害者であるという自覚がなかったり、相談窓口があることを知らなかったりするために、どこにも相談せずにいる被害者がいると思われます。どのようなものがDVになるのか、どこに相談したらよいのかをこれまで以上に広報・啓発していく必要があります。

また、女性から男性に対する暴力や同性カップルの間における暴力について、DVだという認識が広まっておらず、相談できることを知らずに抱え込んでしまう被害者がいるものと思われます。このことに関する広報・啓発も必要です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについての認識を深め、DVを容認しない社会の実現に向け取組を進めていく必要があります。

◆ 被害者の早期発見・早期相談の促進

警察への相談件数が増えており、身体的暴力が増加傾向にあります。身体的暴力は、エスカレートしていくうちに生命に危険を及ぼすような事態に発展する場合もあるため、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、相談機関に相談することが重要です。

被害者が早期に相談機関に相談するよう、相談窓口の周知をより一層積極的に行っていくとともに、被害者を発見しやすい立場にある身近な人や医療、福祉、教育機関などの職務関係者が、被害者に気付き、警察に通報したり、相談機関へつなぐことを促進していくことが必要です。

◆ 被害者の適切な保護

近年、一時保護を利用する被害者が減っています。一時保護の期間中は、携帯電話の使用や親しい人への接触が制限されることに不安を感じ、一時保護を望まない被害者が増えています。しかし、身体や生命の安全が脅かされる状況のときには、適切に保護しなければなりません。被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、被害者に一時保護制度の利用について助言していく必要があります。

◆ 被害者の精神的なケアの実施

繰り返される暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後も精神的に不安定な状況になる被害者も多く、そのことが、新たな生活に踏み出す際の人間関係の構築や就労を困難にしている場合があります。

被害者が、心身ともに被害から回復することができるよう、精神的なケアを実施していく必要があります。

◆ 関係機関や団体との連携の強化

被害者の支援には、関係する様々な機関や団体が、それぞれの役割に沿って連携していくことが必要です。これまでも、関係機関や団体と連携し、被害者の発見、相談対応、保護の実施、自立に向けた支援を行ってきましたが、よりきめ細かで切れ目のない支援を行うために、関係機関や団体との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

◆ 困難な問題を抱える女性への支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた相談支援の実施や適切な情報提供や助言を行うなどの支援を包括的に提供していく必要があります。

第3章 施策の概要

1 計画の基本的視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。
- (2) 被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、支援体制を充実します。
- (3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
- (4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、DV防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
- (5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、女性相談支援員等の研修や啓発に努めます。

2 施策の体系

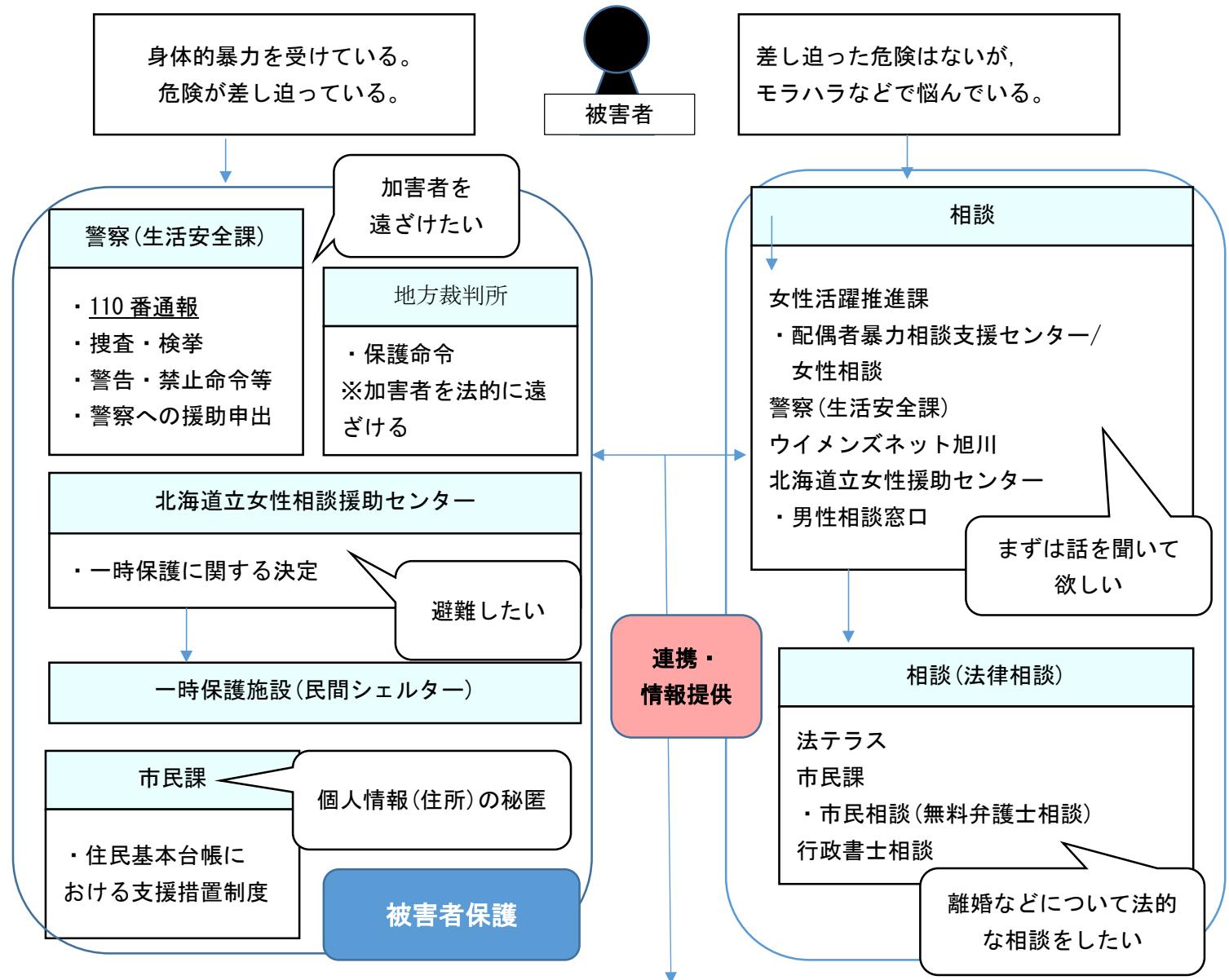
配偶者等からの暴力の根絶を目指し、6つの基本目標20の基本施策を定め、取組を進めます。

基本的方向	配偶者等からの暴力の根絶
基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進	
基本施策1 DVに関する知識の普及	
基本施策2 人権教育の推進	
基本施策3 若年層に対する予防啓発の推進	
基本施策4 通報についての啓発	
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	
基本施策1 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見	
基本施策2 安全で安心な相談環境の整備	
基本施策3 相談支援体制の充実	
基本施策4 職員の相談対応能力の向上	
基本目標3 適切な被害者の保護	
基本施策1 被害者の安全確保のための支援	
基本施策2 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施	
基本施策3 同伴する子どもへの支援	
基本施策4 被害者の情報管理の徹底	
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実	
基本施策1 生活や経済的基盤の安定のための支援	
基本施策2 各種手続や制度に関する情報提供	
基本施策3 同伴する子どもの就学等の支援	
基本施策4 精神的なケアの実施	
基本目標5 関係機関・団体との連携の推進	
基本施策1 関係機関や団体との連携	
基本施策2 旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用	
基本目標6 困難な問題を抱える女性への支援	
基本施策1 困難な問題を抱える女性への相談支援の充実	
基本施策2 困難な問題を抱える女性への包括的な支援	

3 被害者支援のフロー

本計画に基づき、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない支援を関係機関・団体と連携して行います。被害者支援のフローは、次のページのとおりです。

被害者支援のフロー



各種支援

【住居の確保】

- 市営住宅課
- 市営住宅
- 女性活躍推進課
- 母子生活支援施設

【福祉制度の利用】

- 生活支援課
- 生活保護の申請等

【仕事を探す】

- ハローワーク
- 自立サポートセンター

【国保・年金への加入】

- 国民健康保険課
- 国民健康保険
- 市民課
- 国民年金
- 医療機関等
- 無料低額診療等の実施

【治療したい】

【子どもに関する支援】

- 子ども総合相談センター
- 子どもに関する相談支援
- こども育成課
- 保育所等の申込
- 子育て助成課
- ひとり親に関する制度、児童手当、児童扶養手当
- 学務課
- 就学援助制度
- 児童相談所
- 一時保護(児童)

【ケアを受けたい】

- 地域包括支援センター
- 介護に関する相談
- 障害者総合相談支援センター
- 障がいに関する相談
- 障害福祉課
- 障害者支援制度の申請・給付
- 保健所
- こころの健康に関する相談

第4章 施策の展開

基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進

配偶者や交際相手など親密な間柄における暴力は、加害者も被害者も問題の重大さを自覚しにくい傾向にあります。DVを未然に防止するためには、人権意識を高めるとともに、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広め、DVを容認しない意識を社会全体で共有していくことが重要です。

また、DVという言葉の認知度は高まってきているものの、必ずしも正しい認識が浸透しているとは言えず、DVを家庭内で発生する個人的な問題と考えていることから、あるいは、自らが被害者であるという自覚がないことから、誰にも相談できない、相談しようとしている被害者が少なからずいるものと思われます。

そのため、被害者自らが被害者であることに気付くことで、相談機関に相談することができ、また、被害者の身近にいる人が被害者に相談を促すことができるよう、DVに関する正しい認識を広め、併せて、相談窓口や被害者を保護する制度があることを広く周知します。

なお、周知・啓発活動に当たっては、将来にわたり誰もが加害者にも被害者にもならないよう、特に若年層への予防啓発に取組ます。

DV被害の中でも、特に身体的暴力は被害が深刻化する前の早い段階で発見し、被害者を支援することが必要であるため、配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときには、警察への通報や相談機関を紹介することについて啓発します。

基本施策 1 DVに関する知識の普及

広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取組ます。特に、次の点について正しい認識を広めるよう努めます。

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- DVは、親密な間柄にある相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれること。
- DVは、社会的、経済的に対等ではない関係が背景にあって生み出されるものであること。
- 女性から男性への暴力もDVとなること。
- 同性カップルなどの性的マイノリティ間の暴力もDVとなること。
- 性別にかかわらずDV被害を相談する窓口や被害者を保護する制度があること。
- 家庭において、児童の目の前や、音や声が聞こえる状態でDVを行うことは児童虐待に当たること。

主な取組

- 市有施設や民間施設等にDVに関する啓発リーフレットを配架
- 市の広報誌やホームページを活用したDVに関する啓発
- 外国語で作成したリーフレットや障がい特性に配慮したリーフレットを活用した啓発活動の実施

基本施策 2 人権教育の推進

学校や地域社会において、人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

主な取組

- 子どもの発達段階に応じた人権尊重や男女平等の理念に基づく教育の推進
- 小中学校の教員を対象とした研修会の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進
- 市民や企業等を対象とした出前講座や研修会等の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進

基本施策 3 若年層に対する予防啓発の推進

DVに対する正しい知識を持ち、将来にわたり交際相手や配偶者と対等な人間関係を築いていくよう、若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知に取組ます。

主な取組

- 学校などの関係機関を通じた若年層に対する予防啓発リーフレットの配布
- SNSを活用した若年層に対する予防啓発
- 若年層に対する予防啓発講座の実施

基本施策4 通報についての啓発

配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行います。

主な取組

- 広報誌や市のホームページなどを活用した啓発
- 研修会等を通じた啓発

基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実

様々な理由や事情から、相談機関に相談していない潜在的な被害者もいると思われるため、身近な人からの相談機関等の情報提供や警察への通報のほか、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者が被害者に気付き、相談機関につないでいくことが重要です。

職員がDVや被害者への適切な対応などについて知識を高めることにより、市の業務での家庭訪問や乳幼児健康診査等のDV相談以外の業務での対応で、DVを受けている可能性のある市民を発見し、配偶者暴力相談支援センターにつなぐことができるよう取組ます。また、医療、福祉、教育機関などと連携して、被害者の早期発見に努めます。

被害者の相談支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターに被害者が安心して相談することができる環境を整備するとともに、被害者の抱える問題や背景を的確に理解し、適切な助言や情報提供を行うほか、被害者の意思を尊重しながら、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体と連携し、保護や自立に係る支援につなげていきます。

また、被害者の気持ちに寄り添った相談支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの女性相談支援員及び庁内の関係部署の職員の相談対応能力向上に努めます。

基本施策 1 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見

医療、福祉、教育機関等被害者を発見しやすい立場にある職務関係者と連携して、被害者の早期発見に取組ます。

主な取組

- 医療、福祉、教育機関等へのDVに関する正しい知識、被害者に対する適切な対応方法、DV相談機関等の周知
- 被害者を発見したときの被害者の意思を尊重した相談機関への橋渡しについての協力要請

基本施策 2 安全で安心な相談環境の整備

配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の安全が確保され、安心して相談することができる窓口環境を整備します。

主な取組

- 被害者が安心して相談できる環境の確保
- 被害者に関する情報の適切な管理
- 警察との連携による加害者の追及からの安全確保

基本施策 3 相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に努めるとともに、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体が連携して支援を行うことにより、それぞれの被害者の状況や事情に対応した相談支援を行います。また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を充実します。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター女性相談支援員の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- こども家庭センターの設置に関する検討
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備
- 配偶者暴力相談支援センター女性相談支援員の専門機関が実施する研修への参加機会の確保

基本施策4 職員の相談対応能力の向上

関係部署の職員を対象とした研修を実施し、相談対応能力の向上に努めます。

主な取組

- 被害者の相談支援等に関わる市職員を対象とした適切な対応・支援を行うための研修の実施

基本目標3 適切な被害者の保護

身体的な暴力や脅迫により、身体の安全が脅かされる被害者の安全確保に関する制度には、次のものがあります。

○一時保護

適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急に保護することが必要なときに、被害者本人の意思に基づき、北海道又は市が民間シェルターなどに一時的に保護する。

○保護命令

配偶者等からの「身体に対する暴力」又は「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより、生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者からの申立てに基づき、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④電話や電子メールの送信等及び位置情報に関する情報の取得等禁止命令を内容とする「保護命令」を発令する。

○住民票の写しの交付制限等

被害者の保護を図る観点から、一定の要件を満たした被害者から申出があった場合、被害者の住民票の写しの交付制限等を行う。

これらの安全確保に関する制度について被害者に情報提供を行い、被害者の意思に基づき、制度の利用を支援し、被害者の安全を確保します。

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、被害者に対し一時保護を受けることを勧め、安全を確保します。一時保護期間中は、携帯電話の使用や外部との接触が制限されることから、近年、被害者が一時保護制度の利用をためらう傾向にありますが、被害者の意思を尊重しながら危険の度合いを見極め、制度の利用について助言を行います。

加害者から逃れた被害者の情報については、加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

基本施策 1 被害者の安全確保のための支援

被害者の安全確保のための制度について被害者に情報提供し、被害者の意思を尊重しながら、制度の利用に当たっての助言や支援を行います。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護、保護命令、住民票の写しの交付制限等に関する情報提供
- 保護命令申立てに関する助言、警察や裁判所との連絡調整などの支援
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施
- 生命又は身体に危害を受けるおそれのある被害者からの申出に基づく住民票の写しの交付制限等の実施

基本施策 2 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、迅速に一時保護を行います。

主な取組

- 警察への通報による被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施

基本施策 3 同伴する子どもへの支援

被害者の一時保護に当たっては、関係機関が連携して、同伴する子どもに対する支援を行います。

主な取組

- 子ども総合相談センター、児童相談所、保育所、幼稚園、学校などの子どもに関連する関係機関と連携した心のケアや学習面での支援

基本施策 4 被害者の情報管理の徹底

加害者から逃れた被害者の情報を加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。なお、子どもを同伴している場合には、保育所、幼稚園や学校でも情報管理を徹底します。

主な取組

- 被害者支援に関わる関係部署、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部署等における被害者の個人情報の保護及び情報の適切な管理
- 被害者や同伴している子どもの支援に関わる関係機関に対する個人情報管理の徹底の要請

基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実

加害者から逃れた被害者が、新たな生活を始めるに当たっては、住居の確保や経済的な問題の解決、新たな健康保険証の取得のほか、子どもを同伴している被害者の場合は、子どもの就学に関わる手続など、様々な課題の解決や手續が必要になります。配偶者暴力相談支援センターが中心となり、被害者が安心して暮らすことができる環境を確保することを目指し、それぞれの被害者の状況や意向に応じて、市の関係部署や関係機関の紹介や調整を行います。

被害者は、繰り返される身体的・精神的な暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後もP T S D（心的外傷後ストレス障害）や自尊心の低下などに苦しむこと多く、加害者への恐怖心、経済的な問題、将来の見通しが立たない不安などから精神的に不安定な状態になる場合もあります。被害者が心身ともに回復することができるよう、精神的なケアに取組ます。

基本施策 1 生活や経済的基盤の安定のための支援

被害者が新たな生活を始めるに当たり、生活や経済基盤を安定させることが重要であるため、住居の確保や援護制度の利用、就業に関する支援を行います。

主な取組

【住居の確保に関する支援】

- 公営住宅の空き状況やセーフティネット住宅²についての情報提供
- 市営住宅の入居に関する配慮
- 経済的に困難な場合における母子生活支援施設、生活保護制度を活用した住居の確保
- 自立に向けて準備できる居住環境の確保に関する検討

【援護制度の利用に関する支援】

- 生活保護、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当等の援護制度に関する情報提供

【就業に関する支援】

- ハローワーク、母子家庭等就労・自立支援センター、自立サポートセンター等と連携した情報提供や助言
- 母子家庭等自立支援給付金を活用した技能習得支援

基本施策 2 各種手続や制度に関する情報提供

被害者が新たな生活を始めるに当たり必要な手続について情報提供するとともに、住民票を異動できないことにより不利益が生じないように配慮します。また、離婚等の手続の相談窓口などについても情報提供を行います。

主な取組

【健康保険】

- 住民票を異動できない場合における健康保険の被保険者証発行に関する配慮

【年金】

- 住民票を異動できない場合における年金の加入手続に関する配慮

【離婚等の手続の相談窓口】

- 市民相談や法テラスの無料法律相談などに関する情報提供

² セーフティネット住宅 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障がい者などの住宅の確保に特に配慮を要する方々の入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市に登録された住宅。住宅の規模や設備、耐震性などの登録基準を満たす必要がある。

基本施策3 同伴する子どもの就学等の支援

同伴する子どもがいる場合、教育委員会や学校、幼稚園、保育所等と連携を図り、住民票を異動できない被害者の子どもの就学や予防接種等の手続について対応します。

主な取組

- 住民票を異動できない場合における子どもの就学や保育施設入所の手続に関する配慮
- 住民票を異動できない場合における子どもの予防接種や乳幼児健診に関する配慮

基本施策4 精神的なケアの実施

心身ともに被害から回復できるよう、被害者本人及び同伴した子どもの精神的なケアを行います。

主な取組

- 保健所におけるこころの健康に関する相談の実施
- 専門的なケアを必要とする被害者に対する医療機関に関する情報提供
- 子ども総合相談センター、児童相談所、学校、幼稚園、保育所など関係機関の連携による被害者の子どもに対する精神的なケアの実施

基本目標5 関係機関・団体との連携の推進

被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない継続した支援を行うために、関係する機関・団体と連携して取組ます。

また、旭川市では、「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」（22機関・団体で構成）を設置し、被害者の適切な保護・支援のための情報交換や支援内容に関する協議を行っています。旭川市子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、被害者支援を行います。

基本施策1 関係機関や団体との連携

関係機関や団体と連携し、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、それぞれの役割を生かして被害者に寄り添った切れ目のない継続した支援を行います。

主な取組

- 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
- 警察と連携した被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センターと連携した被害者の一時保護の実施
- 児童相談所と連携した被害者の子どもの安全確保や精神的なケアの実施
- 母子生活支援施設と連携した子どもを伴う被害者の自立に向けた支援
- 民間シェルターと連携した被害者からの相談対応、保護、自立に向けた支援
- 民間シェルターの安定的運営に向けた財政的支援

基本施策2 旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用

旭川市子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、きめ細かな被害者支援に努めます。

主な取組

- 旭川市子ども・女性支援ネットワークにおける被害者の保護・支援のために必要な情報交換や支援内容に関する協議の実施
- 旭川市子ども・女性支援ネットワークにおけるケース検討会の開催

基本目標6 困難な問題を抱える女性への支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が成立しました。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的な支援を行います。

基本施策1 困難な問題を抱える女性への相談支援の充実

被害者が抱える、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、府内の関係部署や民間団体等が連携し、早期から切れ目なく被害者の状況や事情に対応した相談支援や情報提供を行います。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な府内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター相談支援員の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備

基本施策2 困難な問題を抱える女性への包括的な支援

関係部署と連携し、被害者支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度に繋げていきます。

主な取組

- 生活保護、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当等の援護制度に関する情報提供
- 母子生活支援施設と連携した子どもを伴う被害者の自立に向けた支援
- 民間シェルターと連携した被害者からの相談対応、保護、自立に向けた支援
- 地域包括支援センターや障害者福祉センターに関する情報提供

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制

DV防止や被害者支援に係る施策を庁内関係部署が連携して進め、計画の推進を図るため、関係課職員を構成員とする「配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議」を開催します。

(2) 関係機関・団体との連携

DV防止と被害者支援の施策は、児童虐待防止と合わせて、継続的・総合的に取り組むことが必要であり、関係機関・団体を構成メンバーとする「旭川市子ども・女性支援ネットワーク実務者会議」において、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえながら計画の推進を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

年 月	項 目	内 容
令和5年6月～7月	関係機関・団体への聞き取り調査	2機関、2団体 現状と課題の聞き取り
令和5年8月24日	配偶者等からの暴力被害者支援 庁内連絡会議	現状と課題の整理
令和5年9月25日 ～令和5年10月4日	男女共同参画推進本部会議幹事会 会議	素案についての意見聴取
令和5年9月28日 ～令和5年10月13日	旭川子ども・女性支援ネットワーク 実務者会議	素案についての意見聴取
令和5年10月2日	男女共同参画審議会	素案についての意見聴取
令和5年10月12日	男女共同参画推進本部会議	素案についての意見聴取
令和5年11月20日 ～令和5年12月20日	第4次旭川市配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援に関する基本 計画（案）に対する意見提出手続の 実施	1件（個人0件、団体1件） の意見提出
令和6年1月17日 ～令和6年1月23日	男女共同参画推進本部会議幹事会 会議	計画案についての意見聴取
令和6年2月5日	男女共同参画推進本部会議	計画案についての意見聴取
令和6年2月6日	男女共同参画審議会	計画案についての意見聴取
令和6年2月21日	旭川子ども・女性支援ネットワーク 実務者会議	計画案についての報告
令和6年3月6日	第4次旭川市配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援に関する基本 計画の決定	

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令：平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和5年6月14日号外法律第53号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 梯則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主

務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる

事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき

事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 [略]

附 則〔令和五年五月一九日法律第三〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)

第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第二項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[令和五年六月一四日法律第五三号抄]

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第一百八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第百九十七条及び第百九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。)第二十一条において準用する民事訴訟法(以下この節において「準用民事訴訟法」という。)第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正後保護命令事件」という。)における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第一百八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正前保護命令事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第一百八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する経過措置)

第一百八十九条 準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第一百九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定（準用民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を除く。）は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第百八十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

第一百九十一条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第一百九十二条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第一百九十三条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第一百九十四条 準用民事訴訟法第二百三十二条の二第二項及び第二百三十二条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第一百九十五条 準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第一百九十六条 準用民事訴訟法第二百六十二条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第一百九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について

適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第二百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十一条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三百八十八条の規定 公布の日

二 〔前略〕第二百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第二百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 〔略〕

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雜則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センタ

一をいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の

保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護が必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、イン

ターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な待遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一條 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

4 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抄）

平成 15 年 3 月 27 日

条例第 8 号

（前文）

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。

しかしながら、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントや差別的取扱いなどの人権侵害あるいは性別による固定的な役割分担等とこれを反映した制度や慣行が、依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

旭川市においても、配偶者等からの暴力に悩む市民がいることや市民の意識に男女間の不平等感があるなど男女の人権が尊重され、男女平等が実現しているとはいえない状況が見られます。

一方、社会経済情勢は、少子高齢化の進展をはじめとして急速に変化しており、これに対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は、重要な課題となっています。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の形成に向けて、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が、互いに協力して男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、男女共同参画の考え方を確認するとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等を実現し男女共同参画を推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等を実現し男女共同参画を推進することを目的とする。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為（精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）又はセクシュアル・ハラスメントを受けることなく、ともに一人の自立した個人としての尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第 13 条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為を行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを行ってはならない。

5 旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 保護者のない児童若しくは保護者に監護させると不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、旭川市子ども・女性支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(業務)

第2条 ネットワークは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦並びに配偶者等からの暴力被害者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 ネットワークは、別表の第1欄に掲げる関係機関等で構成する。

- 2 ネットワークに会長を置き、会長は旭川市子育て支援部長とする。
- 3 会長はネットワークを代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(調整機関)

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、旭川市子ども総合相談センターとする。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) ネットワークに関する事務の総括
 - (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
 - (3) 児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

(会議の設置)

第5条 ネットワークに、代表者会議、実務者会議及びケース検討会を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成し、会長が招集し、主宰する。
- 3 代表者会議は、ネットワークの組織及び運営の全般について協議する。
- 4 実務者会議は、関係機関等の代表者から推薦された者又は推薦された職にある者をもって構成し、調整機関の長が招集し、主宰する。
- 5 実務者会議は、代表者会議が所掌するネットワークの運営に関する事項の細部について、情報交換、協議等を行い、必要に応じ実務者会議の中に部会を設けることができる。
- 6 ケース検討会は、個別の要保護児童等に関して実務を担当するネットワークの関係機関等の役職員及び構成員で構成し、調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名する者が主宰する。
- 7 ケース検討会は、個別事例についての情報交換、支援方策の検討等を行う。

(守秘義務)

第6条 ネットワークの関係機関等の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、ネットワークの職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該関係機関等の役職員でなくなった場合及びネットワークの構成員でなくなった場合においても同様である。

(公示)

第7条 ネットワークを設置したときは、次に掲げる事項を公示する。当該事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) ネットワークを設置した旨
- (2) ネットワークの名称
- (3) 調整機関の名称
- (4) ネットワークを構成する関係機関等の名称等

(5) 前号に規定する関係機関等ごとの「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は平成18年2月20日から施行する。
- 2 旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱（平成15年8月8日）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年5月9日から施行する。

別表

旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関等

区分	名称	
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	国	旭川地方法務局 旭川少年鑑別所
	北海道	旭川方面旭川中央警察署 旭川方面旭川東警察署 旭川児童相談所
	旭川市	子育て支援部 いじめ防止対策推進部 女性活躍推進部 福祉保険部 保健所 教育委員会
法人 (法第25条の5第2号)	一般社団法人旭川市医師会	
	一般社団法人旭川歯科医師会	
	社会福祉法人旭川育児院	
	社会福祉法人旭川隣保会トキワの森	
	旭川弁護士会	
	公益社団法人旭川民間保育所相互育成会	
	特定非営利活動法人ワーカーズコープあさひかわ	
	特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター	
	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	
その他の者 (法第25条の5第3号)	旭川市小学校長会	
	旭川市中学校長会	
	北海道高等学校長協会道北支部	
	北海道特別支援学校長会道北支部	
	旭川私立幼稚園協会	
	旭川人権擁護委員会協議会	
	旭川市民生委員児童委員連絡協議会	
	ウイメンズネット旭川	
	旭川市自立支援協議会子ども会	
	道北双葉里親会	
その他市長が指名する者		

6 配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」に基づく施策を、庁内関係部局が連携して進めるため、配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の施策の推進に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の施策に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる関係課の課長が推薦する職員で構成する。

2 前項の構成員のほか、必要に応じて関係課職員を構成員とすることができる。

(会議)

第4条 連絡会議は、女性活躍推進課長が招集し、同課長が議長を務める。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、女性活躍推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議において別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表1

女性活躍推進課、市民課、国民健康保険課、長寿社会課、障害福祉課、生活支援課、子育て助成課、こども育成課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、健康推進課、建築総務課、市営住宅課、学務課、教育指導課

**「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止
及び被害者支援に関する基本計画」**

発 行 旭川市

〒070-8525 旭川市7条通9丁目

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

発行年月 令和6年（2024年）3月

編 集 女性活躍推進部女性活躍推進課

TEL 0166-25-9785 FAX 0166-24-7833